

規定ハ従ラニ従業員ノ健康ヲ束縛シ煩雜ナル事業
サレテ一層危険ナラシムル虞アリノコトナリ一日
ノ労働者ノハ一回ノ遅刻等ニテ全額セザルカ如ク
ハ補助資金ヲ故意ニ支給セザルカ如ク一般従業員
ニ解款スラレ易ク其ノ結果事業能率ニ影響ヲ與フ
ルコト甚大ナリト思考セラレ

賞状金支給額

一毎季期末ニ本給ノ五十分分ヲ支給セラレタリ

(外ニ特別賞状金ハ現在運コトス)

理由、賞状金ハ原則トシテ本日給ニ加算シテ支給セ
ラレタキモノトシテトモ一般慣例並ニ現在会社営業
成績ト五十分分ヲ妥當ト認メ

時間外手当

一時間外手当ハ三割増トス

一標準勤務時間九時間ヲ超過シタル場合ニ於テハ十分

以上三十分分マデハ一分一分五分ヲ支給セラレタリ

一三十分以上一時間マデ一分ヲ支給セラレタリ

一前二項ノ外一時間ヲ増ス毎一分ヲ増シ十分間以上

ノ端数ヲ生シタル場合ハ前一項ヲ準用ス

理由、雇傭契約ハ標準勤務時間ヲ以テ原則トスルニ
ノ下ニ然レモ会社ノ便宜上時外勤務ニ服セシメ
タル場合ニ於テハ一十分分ニテ三割増給與ヲ支給
スルモノナラザルニシテ現在ハ時間外勤務ニ十分
分迄ニ對シテ無報酬ニテ勤務セシムルコトナリ